

# 令和4年度 調布市立深大寺小学校「いじめ防止対策基本方針」

- 〇いじめ防止に関する法令**
- ・日本国憲法 教育基本法
  - ・学校教育法
  - ・いじめ防止対策推進法
  - ・東京都いじめ防止対策推進条例
  - ・東京都教育委員会いじめ総合対策
  - ・調布市子ども条例
  - ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
  - ・調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針
  - ・設置要綱
  - ・調布市教育委員会いじめ防止対策連絡協
  - ・議会設置要綱

- 〇教職員の研修**
- ・「いじめ総合対策」や「人権教育プログラム」や調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針の資料を使い、指導力向上の為に校内研修を年3回実施する。
- 〇児童のアンケート及び聴き取りの実施**
- ・学期1回のアンケートを実施して、児童一人一人の状況を把握する。
  - ・問題が見つかったら詳細を聞き取り、実態をつかむ。

目指す児童像

〇人との関わりをもち、自分の心を豊かにする子

〇基本的な生活習慣が身に付き、自分をたくましくする子

**いじめ防止等に関する学校の目標**

- ・「児童の命を第一に考える教師」のもと一人一人の良さを生かし「いじめゼロ」を原則に経営していく。
- ・「いじめ対策委員会」を発足させ、連絡、意見交流、情報共有を随時行う。

**いじめの未然防止・早期発見のために**

【いじめの未然防止】

- ・教職員（管理職、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、学年担任等）は、学級、学年間で、休み時間などの生活の様子を観察し、ふざけ合っていて、人を傷つける可能性、いじめに成り得る可能性のある場面を随時チェックし、指導する。
- ・教職員は、日頃から、困ったらすぐ相談できる関係を児童とつくっていく。また、周囲にいる児童の対応についても日頃から指導していく。（制止する働きかけ、教職員、保護者に相談する など）
- ・いじめ防止の授業を実施する。（年3回以上）
- ・いじめ防止対策推進法等で示された取組を学校が確実に実行するため、教職員に対する研修の充実を図る。（年3回）
- ・あいさつ運動参加、ユニセフ募金協力等、代表委員児童が主体になって「人のためにつくす」活動を企画、実施し、全校児童にアピールしていくことにより、日頃から人を思いやる豊かな心を育てていく。いじめは絶対に許されない事を主体的に考えていける態度の育成を図る。
- ・学校非公式サイトなどを監視し、問題発見の際には、教育委員会の指示のもと、速やかに対応していく。

【早期発見】

- ・年一回、5学年児童を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。それ以外にも適宜児童と二者面談の場を設けていく。
- ・校長のリーダーシップのもと、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的に対応する。教職員は、いじめ実態調査を行い、いじめの兆候を感じたら、当委員会に情報提供する。
- ・「いじめ相談窓口」の存在を児童には月曜朝会やクラスで、保護者・地域へは「深大寺小だより」により周知する。
- ・外部機関を利用し、インターネットを通して行われる「いじめ防止」のための情報モラル教育を共通理解する場を設ける。また、保護者会等の場で、使用時間帯や金額等の家庭でのルール作りやフィルタリング設定などを要請する。

- 〇目標策定の方針**
- ・日々、全児童が、自己肯定感をもてる教育活動を行う。
  - ・組織的に児童理解を深め、いじめの早期発見、早期対応をする。
  - ・地域、保護者との連携の中で、いじめを生まない、いじめを許さない風土を醸成していく。

- 〇スクールカウンセラーとの連携**
- ・日頃から児童や保護者の生の声を聞けるような関係を構築し、心の変化を敏感に察知し担任等に報告する。
  - ・発覚したら、実態を詳細に把握し、教員と情報を共有する。専門的立場から具体的な対応を指摘していく。

- 〇保護者・地域との連携**
- ・保護者や学童、ユーフォー、巡回されている施設管理員、交通擁護員等と連携し目撃内容の即連絡を要請する。
  - ・全家庭に保護者向けのリーフレットを配付する。
  - ・スクールカウンセラーの紹介をする。

**いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合**

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <p><b>① 実態把握の観点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発覚後時間を空けずに本人、友人、保護者などから情報を収集する。</li> <li>・名前が出た児童に個別に聞き取りをする。複数名いる場合はできるかぎり同時進行で行う。</li> <li>・その後、聴取内容のつき合わせを行い、合意点、矛盾点をまとめ、より正確な把握に努める。</li> </ul> | <p><b>② 指導・支援の基本姿勢</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ対策委員会」は、管理職、教務主任、生活指導主任、各学年主任、SC、担任で構成する。必要に応じて、他職員も加わる。</li> <li>・同委員会を中心に、日頃から、児童用いじめ防止パンフ等を用い、全校朝会等でいじめ防止の啓発を行う。</li> <li>・発覚の場合、同委員会が実態把握、今後の対策、被害児童の支援等を主導していく。</li> </ul> | <p><b>③ &lt;被害児童の支援&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員が「絶対に守る」という姿勢をもち、最優先で対応する。</li> <li>・相談してきたことを称賛し、心の傷を癒す手助けをしていく。</li> </ul> <p><b>&lt;加害児童の指導&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の行為を振り返らせる。</li> <li>・心に傷を負った存在を認識させる。</li> <li>・いじめを許されない事として認識させる。</li> <li>・その上で被害児童に謝罪させる。</li> </ul> |
|---|--|---|

**\*重大事態への対処**

- いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順
- ①教育委員会に報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
  - ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討し、実施する。
  - ③被害児童、保護者に対してスクールカウンセラーを派遣する
  - ④加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討をする。
  - ⑤警察や児相等との連携をする。
  - ⑥緊急保護者会を開催する。

**いじめの対応**

- 生活指導主任会報告内容「いじめC事案」の場合（教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合）**
- 関係諸機関との連携** 連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）
  - ・上記①の実態把握で収集した内容を正確に指導室に伝達、共通理解する。
  - ・指導室の見解も考慮に入れ、どの機関に協力を要請するか適宜判断し、連絡を入れ、早急に話し合いの場をもつ。
  - ・各機関の見解に即し、どの機関、部署が、何を、誰に、どのように伝え、どんな指導を入れるか決め、実行に移す。

**年間指導計画**

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
<b>各教科</b>	6年：戦争から平和への歩みを調べよう(社)ソフトバレーボール(体) 5年：「情報ノート」を作ろう(国)情報を上手に使いこなす(社)ハンドボール・タグラグビー(体) 4年：「便利」ということ(国)世界とつながる東京(社)ペットボール(体) 3年：「聞き取りクイズ」をしよう(国)むかしの道具調べ(社)つないでゴール(体) 2年：すきなことをつたえよう(国)みんなでわいわいたんけん計画・いつもありがとう(生) 1年：もっとしりたいね・みんなでたのしもう・わたしのことはっぴょうします(生)													
<b>生活指導</b>	問題行動調査			ふれあい月間			ふれあい月間			いのちと心の教育月間			ふれあい月間	
	セーフティ教室			あいさつ運動			あいさつ運動			調布市人権週間				
<b>学校行事</b>	入学式		スポーツフェスティバル		セーフティ教室						卒業式			
	始業式		6年・普通救命講習		5年・移動教室		6年・日光移動教室		秋の芸術ウィーク		持久走大会		6年生を送る会	
<b>特別活動</b>	集団生活のルール 友だちのいいところを見つけよう(1年)友だちのよいところをさがそう(2年) 友だちの呼び名と言葉使い(3年) 協力して掃除をしよう(4年) 班の人たちと仲良くなろう(5年) 卒業に向けて全校のためになることを考えよう(6年) 等													
<b>道徳</b>	善悪の判断、自立、自由と責任 正直、誠実 親切、思いやり 感謝 礼儀 友情、信頼 相互理解、寛容 公正、公平、社会正義 生命の尊さ 等													
	「いじめに関する授業」													
<b>家庭・地域</b>	保護者会		調布市防災の日		保護者会		地域懇談会		地域運動会		保護者会		保護者会	
	個人面談													
	道徳授業地区公開講座													